

住民記録システムに関する機能要件についての意見照会結果と対応案

**凡例**  
 0: (この項目においては) 修正しない  
 1: 修正案のとおり 修正する  
 2: 別案(備考に記載)のとおり 修正する  
 3: 今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)  
 7: 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する  
 9: 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する

**資料3**  
**凡例:**  
 0: 第6回分科会で取り上げない  
 1: 第6回分科会で取り上げる

No	該当項目	行番号	修正前の文	修正案	備考(ご意見・修正の理由等)	対応案	第6回分科会	備考		
<b>基本要件1-1</b>										
<b>(1) 共通機能</b>										
1	EUC機能	構成員	L80	RDBMSによって提供される参照元データに対して、直接SQLのDML(データ操作言語)を用いてデータ抽出等ができること。	削除	SQLを扱う場合、deleteなどの制御やテーブル名の開示などが必要となるため、ここまでの機能は不要ではないか。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0		
		構成員	L57~62	(中間標準レイアウトに限定している)	(中間標準レイアウト以外で保有するデータ項目がある可能性があるため、それらのことも規定する必要がある。)	ベンダパッケージでは、中間標準レイアウト以外で保有するデータ項目がある可能性が高いため、それらのことも規定する必要がある。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修正案を確認する。	
		構成員	L93		汎用性の高い地区別人口集計、地区別高齢者集計等については、EUC機能を用いなくてもメニューとして作表できること。	EUC機能については、任意の条件を指定して集計が可能なメリットを有する一方、住民基本台帳のデータ項目等について一定の知識がないと操作しにくいデメリットがあります。全国団体等での機能実装実績について、ベンダの意見、市区町村の要望を踏まえ、「よく使う汎用性の高い作表」についてはEUC機能によらず実装してほしいと考えます。	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	1	本標準仕様書におけるEUC機能の位置付け(できるだけ抑制する/できるだけ活用する)について、第6回分科会において議論する。	
		構成員	L62		(参照元データは、すべてのテーブルを対象とすること。)	クラウド化した場合、EUCの活用は必須となるが、対象のテーブルを制限されると活用範囲が制限されるため。	1	修正案のとおり修正する	0	
			L85			EUC機能を待機系サーバへ持たせる等により、オンライン処理への影響を抑制することは可能と思われるが、当該項目は性能要件や環境要件に関わることであるため、非機能要件への記載が望ましいと思われる。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	記載場所については今後検討する。
		構成員	L71	きること。	きること。また、文字項目については、前方一致、後方一致を指定し、抽出できること。	文字項目について、「この文字を含む」抽出についても記載が必要である。	1	修正案のとおり修正する	0	
		構成員				EUC機能についてはカスタマイズの代替としての位置づけが強い。原則カスタマイズを無くすことを趣旨とした本仕様においてEUC機能を標準機能と位置付けることはどうか。EUCで対応必要な帳票があるとすれば、積極的にそれを標準とすべきではないか。また、EUC機能は業務横断の共通機能として実装される場合が多い。住基の基本機能と位置付けのは良くないのではないか。	3	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	1	本標準仕様書におけるEUC機能の位置付け(できるだけ抑制する/できるだけ活用する)について、第6回分科会において議論する。
		準構成員	L61~62	なお、あらかじめ製品名称、メーカー、バージョンなどを発注者に提示し了解を得ること。	なお、あらかじめ製品名称、メーカー、バージョンなどを発注者に提示し了解を得ること。の記載削除。	システムの提供方法によっては責任分界によりミドルウェアの情報を開示できない場合がありえるため。	3	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	1	責任分界等もある中、どの程度、自治体側で把握しておく必要があるか、第6回分科会においてニーズを確認する。
			L80~81	RDBMSによって提供される参照元データに対して、直接SQLのDML(データ操作言語)を用いてデータ抽出等ができること。	RDBMSによって提供される参照元データに対して、特定の操作権限がある場合のみ直接SQLのDML(データ操作言語)を用いてデータ抽出等ができること。	直接SQLによるデータ抽出ではDV支援措置や個人番号等の情報も抽出が可能となるため、利用者を限定すべき。	1	修正案のとおり修正する	0	
			L85	大量抽出した場合でも、オンライン処理に影響がでないこと。	大量抽出した場合のオンライン処理への影響はSLA等にて基準を定めること。	コスト削減のためSLA等にて基準を設け実施するべきであるため。	1	修正案のとおり修正する	0	
準構成員	L74	また、出力したデータはSUM、COUNT等の集計ができること。	また、出力したデータはExcel等により加工ができること。	出力したデータであれば、Excel等で集計は可能であるため、標準仕様としては、不要と考える。	1	修正案のとおり修正する	0			

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L57～62	<参照元データの提供>	<参照元データの提供>について、記載の削除	参照元データを中間標準レイアウトとした場合、EUC機能のために住民記録マスタからEUC用の中間標準レイアウトテーブルへの連携処理が必要になる。住民記録マスタ⇄中間標準レイアウトの項目が単純マッチングとは限らず、プログラム処理によって出力することを想定する場合、連携処理の構築・導入が必要となる。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
			L64～92	<EUC機能の提供>	・L69～82削除 ・追加：「操作者の権限設定により、参照元データや項目の範囲を設定できること」	EUC機能は住民記録パッケージシステムと同じシステム内の機能とは限らず、ベンダーによってはEUC専用製品で提案しているケースがある。したがって、EUCの詳細な機能について標準記載化することは住民記録の標準仕様としてオーバースペックと考える。EUC機能（製品）を自治体の住民記録事務として利用する上で必要な要件（ログ、公開範囲設定のセキュリティに関する部分）を標準としては明記する部分と考える。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
2	アクセスログ管理	構成員				操作者IDなど定義のない用語が使用されている。 Webサーバ、DBのアクセスログなど一定のシステムアーキテクチャを前提とした記述がみられるが、そのアーキテクチャ自体が規定されていない	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	用語については、今後、定義する。
		準構成員	L119全般	個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。	個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、調達範囲内における以下のログを取得すること。	システムの提供方法（PaaS、IaaS）によっては責任分界により、当該機能を提供出来ない場合があるため。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	責任分界等もある中、どの程度、自治体側で把握しておく必要があるか、第6回分科会においてニーズを確認する。
			L133～135	通信ログ WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等。	通信ログ WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等。の記載削除。	通信ログは住民記録システムの操作ログとは異なり、ハードウェア等に直接記録されるケースがあるため、除外すべき。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	ハードウェア等に直接記録する場合も、本機能要件を満たしていると考えられないか確認する。
			L156	システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・レポートが作成できること。	システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力ができること。	レポートのフォーマットが曖昧なため。	修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L154	<ログの分析>	削除	当機能は標準で定義すべき内容というより各社の相違工夫の範疇と考える。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	分析例に記載している一覧は、過重な要求ではないと考えるが、実態を確認する。
3	操作権限管理	構成員	L191	空白	操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。	人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮。（テキストデータを元にシステムで一括更新可能など）	修正案のとおり修正する	0	
		構成員				操作権限や事業分掌など定義されていない概念が使用されている。 認証・認可・権限管理の考え方が示されていない	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	用語については、今後、定義する。
4	操作権限設定	構成員	L203～204	「続柄」「戸籍の表示」	削除	操作権限の管理でそこまでは不要	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	「続柄」「戸籍の表示」について個別に操作権限を管理するニーズを第6回分科会において確認する。
		構成員				全体像が共有されないなかで、個別の権限にだけ言及されている	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	全体			住民記録の事務において、記載されている続柄、戸籍、個人番号、住民票コードを非表示にする、といったニーズはこれまで把握していない。他課照会用に設けた照会画面のみ、権限で非表示設定は可能。また、【考え方・理由】に記載の内容は住民票の写しについてであり、画面の表示との関係が不明である。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	「続柄」「戸籍の表示」について個別に操作権限を管理するニーズを第6回分科会において確認する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L201～215	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）」、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること。		操作者権限の指摘なのか住民票出力時の条件設定の説明なのか分かりません。 操作段階では本人確認合せて表示しないと確認できない場合もあります。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
5	入力エラー	特になし							
6	支援措置対象者照会	特になし							
7	支援措置対象者管理	特になし							
8	バッチスケジュール管理	構成員	L248			「年月日及び時分を指定した方法」だけでなく、「毎日」「毎週○曜日」「毎月XX日」「毎月末」の指定ができる方法の記載が必要である。	1 修文案のとおり修文する	0	
		構成員				スケジュール管理についての要件が不明確 パラメータ、通報システムなど定義されていない用語が使用されている  製品名称の明記などは機能要件ではない	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L248～250	スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどをあらかじめ発注者に示し了解を得ること。	スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどをあらかじめ発注者に示し了解を得ること。の記載削除。	システムの提供方法によっては責任分界によりミドルウェアの情報を開示できない場合がありえるため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1 責任分界等もある中、どの程度、自治体側で把握しておく必要があるか、第6回分科会においてニーズを確認する。	
		準構成員	L252	修正パラメータ個所については、修正した旨が視覚的に判別し易くなっていること（修正個所の文字色等が変更される等）。	削除	標準で定義すべき内容というより各社の相違工夫の範疇と考える。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0 「修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。」に改める。	
		準構成員	L253～254	修正パラメータ個所については、修正した旨が視覚的に判別し易くなっていること（修正個所の文字色等が変更される等）。	削除	アクセシビリティの観点から、色等で識別することを標準に記載することはふさわしくないと考える。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0 「修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。」に改める。	
9	ヘルプ機能	特になし							
10	外字対応	構成員	L292	IPAMJ明朝等		修正無を希望。Unicode等多くの事業者が採用している状況を鑑みて、「IPAMJ明朝等」と留めていただけるのが良いと考えます。 IPAMJ明朝フォントを利用できないサブシステムが多く存在（汎用台帳システム等周辺システム）する。結果、アウトプットとして出力する際、Unicodeに変換せざるを得ない状況が想定されるため。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		構成員	L292	IPAMJ明朝等	IPAmj明朝等	・名称修正	1 修文案のとおり修文する	0	
			L297～300	【ベンダ独自文字】 ベンダ独自文字管理は原則不可とする。 なお、直接ベンダ独自文字を使用していなくても、システム上の制限がかかる場合には原則不可とする。	【ベンダ独自の文字管理機能】 ベンダ独自の文字管理機能は原則不可とする。 なお、直接ベンダ独自の文字管理機能を使用していなくても、システム上の制限がかかる場合には原則不可とする。	・ベンダ作成フォントのことでなく、文字管理機能のことをはっきりさせるべき。	1 修文案のとおり修文する	0	
		構成員				自動変換など用語の意味が不明確  文字セットとフォントは意味合いが異なる	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0 用語については、今後、定義する。  文字セットとフォントの意味合いが異なることを踏まえ、どのように修文すべきかを確認する。	
		準構成員	L290～300	ベースフォント	削除	文字に関する部分は、非機能要件に当たる部分であり、住民記録システムとしての記載は不要と考える。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L284～314	<p>No. 10（共通／外字対応）</p> <p>【標準仕様書案】 住民基本台帳ネットワークシステムや在留カード等発行システムで使用している外字については、自動変換（同定）が可能であること。 なお、ベースフォント等については、以下を踏まえる。</p> <p>【ベースフォント】 JIS X 0213:2012 に準拠した文字セットを使用すること。 例：MS明朝V5.0、IPAMJ明朝等</p> <p>【外字利用】 外字ファイルについては、ベースフォントとリンクすること。</p> <p>【ベンダ独自文字】 ベンダ独自文字管理は原則不可とする。 なお、直接ベンダ独自文字を使用していなくても、システム上の制限がかかる場合には原則不可とする。</p> <p>【考え方・理由】 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」において、「文字等の標準化・共通化を行うこと」及</p>		<p>文字基盤統一については、導入団体毎に現行の文字と同定する作業が発生するため、導入のネックとなる可能性が大きいと考えます。</p> <p>また、住民記録システムと連携するシステムが、標準仕様書で規定した仕様と異なる場合、文字コード変換が発生することから結局、二重管理となるため、導入団体の負荷軽減には繋がらないと考えます。</p> <p>住民記録システム内の文字基盤統一ではなく、住民記録システムと連携する文字コードを標準仕様で規定する方式が現実的と考えます。</p>	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
11	中間標準レイアウト仕様での出力	構成員	L315～324	（中間標準レイアウトに限定している）	（中間標準レイアウト以外で保有するデータ項目がある可能性があるため、それらのことも規定する必要がある。）	ベンダパッケージでは、中間標準レイアウト以外で保有するデータ項目がある可能性が高いため、それらのことも規定する必要がある。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修文案を確認する。
		準構成員	L342	元データとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望まれる。		中間標準レイアウトはデータ移行時の形式として定義されており、データ移行時以外の利用は適さない。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的にどのような点でデータ移行時以外の利用が適さないのか確認する。
12	検索機能	構成員				検索機能の部分で印刷機能まで述べられているのは違和感あり	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	記載位置については今後検討する。
		準構成員	L359～362	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにすること。	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにすること。の記載削除。	システムの提供方法（PaaS、IaaS）によっては責任分界により、当該機能を提供出来ない場合があるため。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	責任分界等もある中、どの程度、自治体側で把握しておく必要があるか、第6回分科会においてニーズを確認する。
		準構成員	L358	帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。	帳票発行時にプリンタが指定できること。	出力媒体の指定はベンダーでの検討範囲と考える。	（この項目においては）修文しない	0	出力形式は自治体の利便性に関わるものであり、本検討会において標準化する。
			L364	帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	削除	文字超過については、入力時のチェックや該当者リストの出力等、帳票発行時のリスト出力でなくてもよいと考える。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	文字超過については、入力時にチェックしても文字超過することになると考えられるため、超過内容を記載したリスト出力が不要である理由を確認する。
準構成員	L351	宛名番号、個人番号、氏名を除き自動的にその設定値が保存されること。	理由明記	宛名番号、個人番号、氏名を除く理由を明記した方がよい。特に氏名の検索の履歴を除くと事務効率の低下が懸念される。また、【考え方・理由】L375～376で、「住民記録システムで大量印刷が必要な事務は想定されない」とあるが、閲覧台帳は大量印刷である。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0			

No	該当項目		行番号	修正前の文	修正案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L351	ついては、宛番号、個人番号、氏名を除き自動的にその設定値が保存され	ついては、住民票コード、個人番号、を除き自動的にその設定値が保存され	宛番号と氏名は設定値が保存されて当然と考えます。逆に住民票コードが保存されるべきではないと考えます。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
a	バックアップ・リカバリ	準構成員	L392	職員対応を前提とするため、	削除	自動切替に対応しているベンダーもあると想定されるため	1 修正案のとおり修正する	0	
		構成員	L391	バックアップ及び	削除	クラウドを前提とした場合、バックアップを職員対応とするのは困難なため。 待機系への切り替え作業については、可能な限り簡単な方法でおこなえることが理想（本番系とは別に待機系接続先のアイコンを設ける等）だが、システム環境の検討が必要と思われる。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「職員対応を前提とするため、」を削る。
			L401～402			システム環境等の構成を含めたバックアップ構成とリカバリ方法については、非機能要件が適正と思われる。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L391～392	バックアップ及び待機系システムへの切り替え作業は、職員対応を前提とするため、その対応手順については、専用の手順書を用意すること。	バックアップ及び待機系システムへの切り替え作業は、職員対応を前提とするため、その対応手順については、専用の手順書を用意すること。の記載削除。	システムの提供方法（PaaS、IaaS）によっては責任分界により、当該機能を提供出来ない場合があるため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	責任分界等もある中、どの程度、自治体側で把握しておく必要があるか、第6回分科会においてニーズを確認する。
		準構成員	L385～387	磁気ディスクをもって調整されている住民票のバックアップセットとして、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデータバックアップに対応していること。	削除	「中間標準レイアウト仕様」準拠のデータバックアップの意図が不明である。プログラム処理によって出力することを想定する場合、別途バックアップデータ作成処理が必要になる。  また、当章は全体的に非機能要件であると考える。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	どの点において意図が不明なのかを確認する。  また、本章を非機能要件に置くかは最終的に整理する。
<b>(2) マスタ管理</b>									
13	公印選択	構成員				マスタという言葉の定義、全体アーキテクチャにおけるマスタの位置づけ、マスタ全体の運用ルールについて言及必要	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修正案について確認する。
		準構成員	L416～419			・ 認証者や公印等は、証明書ごとを選択できる方が良い ・ 電子公印の縦横の最大サイズを規定した方が良い、また、黒色であることの規定も必要 ・ 公印の種類は2種類以上管理できることとした方が良い（証明書専用印など有り）、ただし、本庁・各支所ごとの登録管理は不要とした方が良い	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
14	公用表示選択	準構成員	L427～428	～「公用」の表示	～「公用」及び「規定により免除」の表示	・ 『「規定により免除」の印字ができること』を要望される市町村が多い	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	『「規定により免除」の印字ができること』を表示するニーズについて、第6回分科会において確認する。
15	認証	構成員	L444	証明書等の認証者は、市町村長と職務代理者として2件以上管理できること。	証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者として2件以上管理できること。	特別区・行政区も含む。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L446	証明書等が複葉にわたる場合は、最終頁のみに認証文が印字されること。	削除	市町村によっては、最初の頁のみ印刷やすべての頁に印刷するケースがあるため。また、標準で定義すべき内容というより各社の相違工夫の範疇と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、証明書等の様式も標準化する。その上で、証明書等が複葉にわたる場合、最終頁のみに認証文を印字するか、全ての頁に印字するかを第6回分科会において議論する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L444	～2件以上管理できること	～2件管理できること	・住民記録としては2件のみで良い（首長が、自身の証明書を交付する場合は、副首長を認証者にした方がよいという意見もあります）	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	念のため、3件以上を管理するニーズがあるかを第6回分科会において確認する。
16	本庁・支所管理	準構成員	L454～455	～本庁・各支所の登録管理ができること	～クライアントPCの端末番号を用いて、本庁・各支所の登録管理ができること	・No. 3（共通/操作権限管理）と絡ませ、個人単位のID（実際には所属部署コード）を用いて管理でも構わないが、本庁・各支所の管理方法を明確にする必要がある	（この項目においては）修文しない	0	本庁・各支所の登録管理の方法は問わない。
17	住居表示管理	特になし							
18	住所辞書管理	構成員	L477～480			J-LIS辞書を記載する必要があるのか？最新の住所辞書であれば他メーカーを使用してもいいのではないかと？	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
19	方書管理	特になし							
20	文字溢れ対応	構成員				これはマスタ管理の話なのか？	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	どこに位置付けるべきかを確認する。
		準構成員	L511	但し、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、標準レイアウトに準拠した文字超過表記とすること。	但し、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、氏名が○文字以上、住所は○文字以上の住民を文字超過表記とすること。	標準様式を決めているため、出力文字数やフォントサイズも標準化をするべきと考えます。すると、自動的に超過文字数も決まるため、超過するかどうかの判断が非常にわかりやすくなります。	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	今後、標準様式を決める中で、出力文字数やフォントサイズも標準化し、超過文字数も確定させる。
21	備考入力事項管理	準構成員	L520～528			・備考（日付及び文言）は、異動事由のみでなく、届出 or 通知、異動日と届出日の大小関係、変更した項目によっても編集方法を変える必要がある	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
22	和暦管理等	特になし							
<b>(3) 検索・照会</b>									
23	処理画面	構成員	L561～562	住所及び本籍について都道府県名→市町村名→大字→小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。	住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。	特別区・行政区も含む。	1 修文案のとおり修文する	0	
		構成員				全体の中で検索・照会機能の位置づけ明記が必要	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L558～560	異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む）では、該当する異動処理名称（全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、一全転居、一一転居等）が表示されること。	異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む）では、該当する異動処理名称（転入、転出、転居、など）が表示されること。	全部、一部、などの単位で処理が分かれていない（処理「転入」で住所・世帯のどちらか選択で自動で判別）システムもあるので、記載するのは転入、転出、転居の単位でよいと考える。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転居、一一転居等を表示するニーズについて、第6回分科会において確認する。
24	操作性	準構成員	L575	端末のセキュリティを確保しながら、短縮キー（ショートカットキー）等を使うことで、キーボードのみでも画面操作が可能であること。	削除	ブラウザの制限等によりショートカットキーを配置していないペンダーもあるので不要と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	キーボードのみによる画面操作のニーズについて、第6回分科会において確認する。
		準構成員	L575～576	～キーボードのみでも画面操作が可能であること	(削除)	・Windows等のGUIになっているため、キーボードとマウスを用いた操作の方が操作性が良い	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	キーボードのみによる画面操作のニーズについて、第6回分科会において確認する。
		準構成員	L574～576	端末のセキュリティを確保しながら、短縮キー（ショートカットキー）等を使うことで、キーボードのみでも画面操作が可能であること。	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも効率よく画面操作が可能であること。	短縮キーは、OS、ブラウザの制限等があり、事例で示された操作ができない可能性があります。目的は、マウスが無くても効率よく、キーボード入力が行えることだと理解しました。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	キーボードのみによる画面操作のニーズについて、第6回分科会において確認する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考	
25	文字入力	準構成員	L602～609	カナを本来の文字で入力できること。 例：小文字（ッ、ャ、ュ、ヨ）や「ヲ」「ヴ」など また、清音と濁音を区別せず検索できるようにすること。 「ズ」と「ヅ」、「ジ」と「ヂ」、「ワ」と「ハ」、「ヤ」と「ャ」、「ユ」と「ユ」 「ヨ」と「ヨ」、「ヲ」と「オ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、 「ヴ」と「ブ」などは、区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。	カナまたはひらがなを本来の文字で入力できること。	住基ネットではひらがなで定義されており、それに併せて既存住民記録システムもひらがな管理で構築しているケースもあるため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。	
26	基本検索	構成員	L624	請求者	請求者（郵便請求、第三者請求等の区別で足りる）	請求者の個人名を把握したいのではなく、左記の区分を把握することが目的であるため。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	1	「請求者」を「郵便請求、第三者請求等の別」に改め、「等」もできる限り特定するが、念のため、差し支えないか、第6回分科会において確認する。なお、L624～625は、No.29に統合する。	
		準構成員	L620～623	生年月日（西暦・和暦）・性別・カナ氏名・漢字氏名・旧氏・アルファベット氏名・通称・住所コード・方書・宛番号・世帯番号・消除区分・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。	生年月日（西暦・和暦）・性別・カナ氏名（かな氏名）・漢字氏名・旧氏・アルファベット氏名・通称・住所コード・方書・宛番号・世帯番号・消除区分・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。	住基ネットではひらがなで定義されており、それに併せて既存住民記録システムもひらがな管理で構築しているケースもあるため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。	
		準構成員	L624～628	～等			・何の項目で検索できる必要があるのか明確にする必要がある ・どんなサポート機能が必要なのか明確にする必要がある	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修文案を確認する。
		準構成員	L624	各証明書の発行履歴（日時、場所、請求者、記載事項、枚数等）を検索できること。	各証明書の発行履歴（日時、場所、記載事項、枚数等）を検索できること。	「請求者」が検索条件にあると、情報として保持することになります。情報を保持することは、発行の都度「請求者」の入力が必要となり、住民窓口の負担増に繋がります。そのため、「請求者」を検索条件に記載するのは適当で無いと思われます。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	1	「請求者」を「郵便請求、第三者請求等の別」に改め、「等」もできる限り特定するが、念のため、差し支えないか、第6回分科会において確認する。なお、L624～625は、No.29に統合する。	
		準構成員	624	各証明書の発行履歴（日時、場所、請求者、記載事項、枚数等）を検索で	各証明書の発行履歴（日時、場所、請求者、記載事項、枚数等）を照会で	発行履歴を「検索」ではなく「照会」の誤りではないでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	一般的な「照会」「検索」の用法を踏まえ、今後整理する。	
27	あいまい検索（清音化検索等を含む）	構成員	L648～649	・ヂとジ、ズとヅ、ワとハ、ヴァとバ、ヴィとビ、ヴとブによる違いを無視	・ヂとジ、ズとヅ、ワとハ、ヴァとバ、ヴィとビ、ヴとブ、ヲとオによる違いを無視	ヲとオを追加	1 修文案のとおり修文する	0		
		構成員	L661	空白	「高」と「高」等の漢字のあいまい検索も可能なこと	検索結果のもれを防止するため。	0 (この項目においては)修文しない	0	L657～658「・統一文字による検索（検索文字から異体字等も包含した検索ができる機能）」により対応可能である。	
		準構成員	L657～658	・統一文字による検索（検索文字から異体字等も包含した検索ができる機能）	・検索文字から異体字等も包含した検索ができる機能	利用端末に住基ネット統一文字フォントを適用している状況は無く、IME等での入力も出来ないため、統一文字による検索は不能と考える。	0 (この項目においては)修文しない	0	他の準構成員からは特段の異議がないため、原案のとおりとする。	
			L659～660	・検索文字選択のためのサポート機能（手書入力による文字選択等）の提供	・検索文字選択のためのサポート機能（手書入力による文字選択等）の提供の記載削除	文字入力の機能は住民記録システムの標準化の範囲外と考える。	0 (この項目においては)修文しない	0	他の準構成員からは特段の異議がないため、原案のとおりとする。	
準構成員	L659～660	～等			・どんなサポート機能が必要なのか明確にする必要がある	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0			
		構成員	L674	(異動日、届出日、異動内容)	(異動日、届出日、異動内容、入力場所又は入力端末名)	入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	「住民異動の履歴（異動日、届出日、処理日、異動内容、入力場所、入力端末）」に改める。	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
28	異動履歴検索	構成員	L673	住民異動の履歴（異動日、届出日、異動内容）	住民異動の履歴（異動日、届出日、処理日、異動内容）	届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐことが可能。	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	「住民異動の履歴（異動日、届出日、処理日、異動内容、入力場所、入力端末）」に改める。
		準構成員	L673～675			・履歴データは、何の項目で検索できる必要があるのか明確にする必要がある ・除票用の別DB（論点4）のデータも検索対象にするのか否かを明確にする必要がある	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L672	No. 28（検索・照会／異動履歴検索）	No. 28（検索・照会／異動履歴照会）	「検索」ではなく「照会」の誤りではないでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	一般的な「照会」「検索」の用法を踏まえ、今後整理する。
29	交付履歴検索	構成員	L688、L690	2年	3年	本市の保存期間が3年であるため。	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	L688「情報開示請求対応期間である2年間」及びL690「2年」を「市区町村が定める期間」に改め、L695～696は、「なお、発行履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間が自治体ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。」に改める。
		準構成員	L688	2年間保管	削除	保管年数は市町村ごとに決めてもよいと考える。	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	L688「情報開示請求対応期間である2年間」及びL690「2年」を「市区町村が定める期間」に改め、L695～696は、「なお、発行履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間が自治体ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。」に改める。
		準構成員	L689～690	マイナンバーカードや住基カードの発行履歴も照会できる	（削除）	・他の市町村で発行したカードも含め、住基ネットCSで確認することができる ・住民記録システム外の機能である	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	「発行履歴」を「発行状況」に改める。
		準構成員	L689	マイナンバーカードや住基カードの発行履歴も照会できること。	マイナンバーカードや住基カードの発行状況も照会できること。	マイナンバーカードや住基カードの発行の履歴は、CSとのインタフェース仕様に規程されていないため住民記録システムは入手できません。現時点の情報を示す「発行状況」はインタフェースに規程されていますので、「発行状況」と規定した方がよいと思われます。	1 修文案のとおり修文する	0	
		準構成員	L685	No. 29（検索・照会／交付履歴検索）	No. 29（検索・照会／交付履歴照会）	「検索」ではなく「照会」の誤りではないでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	一般的な「照会」「検索」の用法を踏まえ、今後整理する。
							No26と重複していますが、No26の624行目が不要ではないでしょうか。	1 修文案のとおり修文する	0
30/31	学区検索・学区表示	特になし							
32	続柄表記	構成員				地方公共団体情報システム機構（J-LIS）提供の「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードには、祖父、祖母、おじ、おば等がある。この表記は残すのか？	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	続柄として、縁故者ではなく、祖父、祖母、おじ、おば、甥、姪と記載するニーズを第6回分科会において確認する。
		準構成員	L712～L713	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）提供の「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードに対応していること。		「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードには、「おじ」、「おば」、「甥」、「姪」が存在しますが、この入力を許していないペンダーが存在し、この続柄のサポートには相応の改修が必要になると想定されます。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	続柄として、縁故者ではなく、祖父、祖母、おじ、おば、甥、姪と記載するニーズを第6回分科会において確認する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
33	文字拡大機能	構成員	L726	漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができること（原案では不要として取り消し線あり）	漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができることともに、文字コードの照会ができること。	単にOSの基本機能で「拡大」ができればよいということではなく、戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要なものとする。	1 修正案のとおり修正する	0	
		構成員	L726	記載削除	漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができること。	入力内容の確認として拡大機能は必要。OSが不確定で、OSの機能に持ち合わせていない可能性があるのならば仕様として必要。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができることとともに、文字コードの照会ができること。」に改める。
		準構成員	L725～726			・単に文字イメージの拡大のみでなく、統一文字コードなどの文字コードも確認できる方がよい	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができることとともに、文字コードの照会ができること。」に改める。
<b>(4) 他業務連携</b>									
34	他業務照会	構成員	L749～750	・国民健康保険の被保険者該当の有無、職業、被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号、資格取得・喪失年月日	・国民健康保険の被保険者該当の有無、被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号、資格取得・喪失年月日	職業は不要ではないでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		構成員				地域情報プラットフォーム標準仕様との比較検討が必要	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L747	以下の項目について、他システムに最新情報が照会できること。	以下の項目について、他システムから最新情報を照会できること。	一読して、分かりづらかったため。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「以下の項目について、住民記録システムから他システムに最新情報を照会できること。」に改める。
		準構成員	L748	選挙人名簿への登録の有無		選挙人名簿への登録の有無は法律上の記載は有るものの、転出証明書の記載項目ではありません。選挙システムを別のベンダーで構築している場合で、連携機能を構築する必要が発生する自治体が存在すると想定されます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。
		準構成員	L749～750	国民健康保険の被保険者該当の有無、職業、被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号、資格取得・喪失年月日	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	職業は通常は記載しておりません。また、記号番号を記載していることはあっても、広域化された現在では最新を維持することはできません。目的とコストパフォーマンスを考えた場合、職業と記号番号は削除した方がよいと考えます。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
35	番号連携	構成員	L794		なお、登録された副本情報の履歴管理確認ができること。	副本を住基システム側で中間サーバへ登録する場合（別に副本管理用のサーバがない場合）は、副本情報の累積情報をプールしておく機能が必須となると思われます。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L789～790	～「団体内統合宛名番号」を取り込めること	(削除)	・団体内統合宛名番号を住民記録で参照できる必要はない ・住基ネットCSとの連携、法務省情報連携端末との連携、自治体中間サーバとの連携機能については、それぞれ同等の機能があって良い（例：副本データ整合チェック機能、送信したデータの一覧表作成機能、再送信機能など） ・団体内統合宛名システムの導入形態について明記した方がよい（例：住民記録システムと団体内統合宛名システムは同一ベンダーから調達することとするなど）	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	団体内統合宛名番号を住民記録システムで参照せずに紐付けを行う仕組みを確認する。
		準構成員	L789～790	また、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」を取り込めること。	削除	弊社のパッケージでは対応可能ですが、取り込みを行っている自治体様は少なく住民記録においてはニーズはあまり無いと思われます。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	団体内統合宛名番号を住民記録システムで参照せずに紐付けを行う仕組みを確認する。
36	入管庁通知自動更新	特になし							
		構成員				地域情報プラットフォーム標準仕様との比較検討が必要	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考			
37	他業務連携／宛名連携	準構成員	L814	また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。	削除	連携先との協議結果に依存すると思われるため、不要と考える。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	1	「また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動差分の提供タイミングはリアルタイム、準リアルタイム、日次のいずれかに対応できること。」に改める。なお、連携データのデータレイアウトについては、自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途、検討することとしており、連携先とその都度協議する必要がないようにしていく。			
		準構成員	L812～813			・連携データのデータレイアウト等、連携仕様の定義が必要である（連携先他システムが、既存の連携仕様を変更して、標準仕様の連携データを取り込めるように改修することはないと考えます）				0 （この項目においては）修文しない	0	連携データのデータレイアウトについては、自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途、検討する。
		準構成員	L814～815	また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。また、提供タイミングはリアルタイム、準リアルタイム、日次に対応できること。	また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動差分の提供タイミングはリアルタイム、準リアルタイム、日次のいずれかに対応できること。	住民記録データの全件をリアルタイムで実施する必要は無いと思われます。 また、全てのタイミングで実施する機能を組み込む為には相当な改修が必要となりますので、「いずれかに対応」とする事で良いと考えます。	1 修文案のとおり修文する	1	念のため、この修文案で良いか、第6回分科会において確認する。			
38	戸籍システム（附票）	準構成員	L831～832			・連携データのデータレイアウト等、連携仕様の定義が必要である（連携先他システムが、既存の連携仕様を変更して、標準仕様の連携データを取り込めるように改修することはないと考えます）	0 （この項目においては）修文しない	0	連携データのデータレイアウトについては、自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途、検討する。			
		準構成員	L831～832	管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報が附票に連携できること。	管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住民基本台帳ネットワークまたは、住民記録システムから住所情報が附票に連携できること。	管内本籍人の転居情報は住基ネットを経由して、他市町村と同形式で連携可能です。本記載を追加することで、二重の連携システムを構築する事になると考えます。				3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	管内本籍人の住所異動（転居等）時に、住基ネットを介せず、住所情報が附票に直接連携できる機能のニーズについて、第6回分科会において確認する。
<b>(5) 抑止設定</b>												
39	メモ機能	構成員				メモ機能は抑止設定の一部なのか？	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0				
		準構成員	L855～857			・抑止の開始日と終了日を登録管理できる必要がある				1 修文案のとおり修文する	0	どの項目において記載するかは今後検討する。
		準構成員	L857	個人を単位としたメモ入力（付箋貼付）が可能で	個人を単位としたメモ入力が可能で	付箋貼付は画面実装に係る部分なので、不要。				1 修文案のとおり修文する	0	
40/41	異動・発行抑止	構成員	L874	抑止解除については、解除できる	抑止の設定・解除の	設定にも権限を与える必要があるため。	1 修文案のとおり修文する	0				
		準構成員	L872～873	個人単位及び世帯単位～		・個人単位の抑止について、どんな機能が必要なのか明確にする必要がある（例：抑止設定者の本人が写し交付の申請をした場合は発行可能、本人以外が申請した場合は発行不可など） ・世帯単位の抑止について、どんな機能が必要なのか明確にする必要がある（例：世帯員の一部の個人が抑止設定されている場合、世帯全部の写しは発行不可、世帯一部の場合は抑止設定者が選択されていなければ発行可能など） ・また、抑止解除は、抑止制御を終了する意味での解除と一時解除の機能が必要である				7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修文案について確認する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L873	個人単位及び世帯単位で異動入力及び証明書発行を不可とする抑止設定	個人単位で異動入力及び証明書発行を不可とする抑止設定	最小単位の個人単位のみで標準はよいと考えます。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	
42	他システム連携	特になし							
43	事由管理	準構成員	L906	抑止設定の事由を管理できること	抑止設定の処理を管理できること	・抑止設定の管理（制御）は事由ごとではなく処理ごとの方が良い（例：証明書発行処理、異動処理、照会処理 など）	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	処理ごとの方が良いとする根拠を確認する。
44	備考出力	準構成員	L924			・備考の印字有無制御は抑止設定のカテゴリからは外した方が良い（抑止設定はDV被害者の管理に限定とする）	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	根拠を確認する。
45	消除対象者記載	準構成員	L933～934			・消除者の表示有無制御は抑止設定のカテゴリからは外した方が良い（抑止設定はDV被害者の管理に限定とする） ・また、消除者の表示有無の明記は特に必要はないと考えるが、明記するのであれば、処理ごとの方が良い	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	根拠を確認する。
		準構成員	L934～935	世帯確認画面等において、（転出や死亡等で）消除された世帯構成員も画面表示できること。	世帯確認画面等において、（転出や死亡等で）消除された世帯構成員も画面表示できること。除票として別管理されている場合は除票に存在することが判断できること。	除票の保存期間が150年となる為、転出、死亡のデータを全て保存するとレスポンスの問題が出てくることになります。除票の保存方法の検討をされていますので、合わせて記載についても検討ください。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
<b>(6) 本人通知制度</b>									
46	登録管理	準構成員	L953～954	「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。（オプション）	オプション ⇒ 任意機能	普通に考えると、標準パッケージには搭載していないが、機能として備わっており、有償で提供できる機能を「オプション」と呼ぶ。 他にも、「オプション」と記載している項目があるので、標準仕様書を作成する上では、用語の明確化が必要と考える。	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	以下の定義を加える。 「※本標準仕様書は、実装する機能も実装しない機能も確定させるものであるが、「オプション」という記載は、当該機能を実装するかしないか選択することを明示的に容認することを意味する。」
		準構成員	L953	（オプション）	要検討。以降のオプション部分も同様。	オプションの考え方を整理すべきと考える。	2 別案（備考に記載のとおり修文する	0	以下の定義を加える。 「※本標準仕様書は、実装する機能も実装しない機能も確定させるものであるが、「オプション」という記載は、当該機能を実装するかしないか選択することを明示的に容認することを意味する。」
		準構成員	L952～953			・交付記録のメンテナンス機能が必要である ・本人通知制度導入時の機能として、交付記録の一括登録機能もあると良い	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的にどのように記載を改めるべきか確認する。
		準構成員	L951	No. 46（本人通知制度／登録管理）	削除	考え方に記載のあるとおり、団体間で運用がかなり異なります。運用している団体もそれほど多くはありません。オプション扱いとは言え、この記載ではカスタマイズの温床になります。本検討会の目的から、オプションにするのであれば削除した方がよいと考えます。	0 （この項目においては）修文しない	0	ニーズはあるため、オプションとして残す。
47	画面表示	特になし							
48	画面表示	準構成員	L971～975		通知書出力	・対象にする証明書を明確にする必要がある ・「本人通知制度の事前登録者で証明書交付の申請者が本人以外」の出力条件が必要である	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	具体的な修文案を確認する。
<b>(7) 証明発行</b>									

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
49	全部一部選択	構成員	L1003			一人世帯の証明書の場合の認証文は「世帯全員」か、「住民票の原本」か？	0 （この項目においては）修正しない	0	認証文については、事務処理要領第2-4-(1)-ウ-(7)のとおり、世帯全員の場合は、「世帯全員の住民票の原本」となる。
		準構成員	L1004～L1007	「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」 「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」	「この写しは、世帯全員の住民票の登録事項を証明した書面である。」 「この写しは、住民票の登録事項を証明した書面である。」	コピー時代の名残であり、原票をコピーしていた時の認証文である。 今回、改製しない住民票や広域交付の様式にあわせると、原票と記載内容が変わり、相違が発生するので、認証としてはおかしい。 戸籍の認証文を参考にすれば、どうでしょうか？	0 （この項目においては）修正しない	0	支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要はないと判断するが、御指摘を踏まえ、今後、必要に応じて検討することとしたい。
		準構成員	L997～1007			・印字項目の選択方法について、写しの使用用途から自動選択できるようにした方がよい ・各項目の履歴データの印字有無について、選択方法を明記した方がよい（論点1や論点3と絡む） ・また、異動事由と各項目の印字内容の関連付けを明確にした方がよい（論点1と絡む） ・認証番号（発行番号）の付番方法を明確にした方がよい （例：手入力or自動付番、世帯員の一部を複数人分交付した場合はカウントアップする、2部交付した場合はカウントアップしないなど）	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L1004～1005	世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。		一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申し出があった際の考慮は不要か。標準化の中で、認証文は「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」に統一してしまってはどうか。	0 （この項目においては）修正しない	0	住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられる。また、一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申し出があった際は、記載事項証明書により対応可能であると考えられる。
		準構成員	L997-1009	住民票の写し等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定（世帯員連記式・個人票、履歴の有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトは省略（申請者からの求めが無い限り省略）となっていること。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称記載削除事項の省略も指定できること。 世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。 一部の世帯員を選択した場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。 なお、住民票の写しの様式については、自治体システム標準化検討会が定める標準様式に準ずること。	住民票の写し等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定（世帯員連記式・個人票）、法や事務処理要領等で定められた項目の省略の指定ができ、デフォルトは省略（申請者からの求めが無い限り省略）となっていること。住民票コード、個人番号の記載を指定した場合にはアラート等により注意を促すこと。 世帯全員分を選択した場合は、世帯全員の証明である旨、公印、電子公印である場合は電子公印で有る旨、認証番号を出力すること。 一部の世帯員を選択した場合、または消除者を含んだ場合は、住民票の原本と相違ない旨、公印、電子である場合は電子公印で有る旨、認証番号を出力すること。 複数葉となる場合は、先頭の頁に認証文、電子公印を押印すること。	省略可能な項目について細かく書かれていますが、法定項目して纏めた方がよいかと考えます。 認証文や公印は複数葉で発行された場合、先頭頁とするかを決めていただくと助かります。尚、公印を押印した数により手数料が発生する自治体が殆どであると想定しますが、公印は複数葉であっても1箇所と規程する事が望ましいと考えます。 尚、システム障害等で公印が押印できない場合を考慮して記載を見直しています。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	なお、「法や事務処理要領等で定められた項目」といったまとめ方をせず、できるだけ具体的に記載する方針である。
50	項目選択	特になし							
51	世帯員並び順変更	準構成員	L1036～1037	なお、本写しに記載する初期値としての順番は、あらかじめ設定した続柄による並び順ルールによって自動設定されること。		世帯の並び順ルールを標準化の検討の中で定めていただきたい。この記載においても、続柄が同じ場合どのような並び順とするかの解釈が分かれる。	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考	
52	転出予定	準構成員	L1046～1048	～残存世帯員とともに続柄も管理しながら出力できること	～残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民として出力できること		1 修正案のとおり修正する	0		
53	除かれた住民票の写し	構成員				除票者と住民である世帯員を世帯票に記載できるか？	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0		
54	性別選択	特になし								
55	改製原住民票の写し	特になし								
56	住民票記載事項証明書	準構成員	L1088～1116			・住民票記載事項証明書も標準様式を定義した方がよい	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	住民票記載事項証明書も標準様式を定める。	
		準構成員	L1105	本籍（都道府県名のみ出力選択もできること）		本籍の都道府県名のみ出力選択について、何か根拠などありましたでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0		
		準構成員	L1106～1108	また、以下事項については、住民基本台帳法第十二条、第十二条の二、第十二条の三のそれぞれの請求に応じて、証明することが認められた範囲内で住民票記載事項証明書として交付請求ができること。	また、以下事項については、住民基本台帳法第十二条、第十二条の二、第十二条の三のそれぞれの請求に応じて、証明することが認められた範囲内で住民票記載事項証明書として交付請求ができること。なお、氏名、出生の年月日、性別、住所については必ず表記すること。	証明するにあたり、本人であることを証明するために、最低限必要な項目があると思われますので、その項目については必須とする必要があると考えます。	1 修正案のとおり修正する	0		
57	転出証明書	準構成員	L 1129	再交付	再交付等	再発行としているベンダーもあるので、文言の揺れは許容範囲としたい。	0 （この項目においては）修正しない	0	「再発行」は、システムから出力すること、「再交付」は、届出者に渡すこととして区別して用いている。	
		準構成員	L1131～1133	「転出証明書に準ずる証明書」の紛失等により、転出予定日を経過した者から再交付の申出があった場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記されること。		「転出証明書に準ずる証明書」についても再交付の際に、再交付の明記が必要か否か。	0 （この項目においては）修正しない	0	「転出証明書に準ずる証明書」は、転出証明書が発行できない場合にこれに代わるものとして発行されるものであり、また、再交付の意義に鑑みれば、「転出証明書に準ずる証明書」を再発行する場合においても転出証明書の再交付の際の取扱いに準ずることが適当と考える。	
58	住民票コード通知	構成員	L1145	空白	一連の流れで、新規付番や変更入力を行ったら自動的に出力されること。	通知もれ防止のため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	元々の中核市市長会ひな形にないが、第6回分科会においてニーズを確認する。	
59	様式選択	特になし								
60	特例転出)	構成員	L1159	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	転入先がはっきりせず、転入先が時間外や休日窓口開設の場合もあるので、状況に応じて予備的に発行しておくことが必要と考える。	1 修正案のとおり修正する	0		
		構成員	L1159	記載削除	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	転入届出前にカードを亡失した方用に発行することがあるため。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1159	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	特例転入を利用した転出者の転出証明書が再発行できること。	特例転入届をしたときには持っていると思っていた個人番号カードを紛失していた場合、転出手続からやり直しとなってしまいます。特例転入者であっても紙の転出証明書が再交付できる方が利便性は高いです。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。」に改める。
		準構成員	L1167～1168	システム障害の発生により、通常環境が使用できない状況において、前営業日時点での証明書が発行できること。	システム障害の発生により、通常環境が使用できない状況において、前営業日時点での証明書が発行できること。の記載削除。	バックアップに関する内容であり、住民記録システムの標準化の範囲外と考える。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	非機能要件であるとしても、だからといって住民記録システムの標準化の対象外となるわけではない。	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
61	異常時窓口運用	準構成員	L1167	前営業日時点での	前営業日～障害発生時点での	リアルタイムでバックアップしているベンダーも想定されるため	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1167～1168		システム障害復旧後、証明書の交付履歴が通常的环境へデータ移行できること		1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1166～1168	【標準仕様書案】 システム障害の発生により、通常的环境が使用できない状況において、前営業日時点での証明書が発行できること。		標準仕様書に記載されると、縮退運転の設備投資が条件となってしまうため、団体規模によっては対応できない可能性があります。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において確認する。
		準構成員	L1165		削除または項移動	業務要件ではなく、共通要件または非機能要件に移すべき項目かと考えます。 システム障害にも停電/天災/ネットワーク/ハードウェアなど、様々な要因があります。それにより、ダウンリカバリサーバの配置場所も本庁/データセンター/支所出張所など選択肢がありますが、コストとの兼ね合いとなります。各団体により負担できるコストが異なる以上、この要件は業務機能としての標準化ではなく、リカバリ要件/運用要件として扱う方がよいと考えます。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
62	就学通知	特になし							
<b>(8) 異動共通</b>									
63	届出日設定	特になし							
64	異動日設定	構成員	L1220	なお、他システム連携用として、みなし生年月日が作成できること。	なお、他システム連携用として、みなし生年月日が作成できること。	不詳日の場合、他業務側で各々の都合に合わせて前寄せ・後寄せで対応してもらっているが、必要でしょうか。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。
		構成員	L1223	「令和〇〇年頃」	「令和〇〇年頃」、「令和〇〇年〇月頃」、「令和〇〇年〇月〇日頃」	戸籍の表示に合わせており、住民票で表記することがあるため。	1 修正案のとおり修正する	0	
			L1227	「推定令和〇〇年〇月〇日」	「推定令和〇〇年〇月〇日」、「推定令和〇〇年〇月」	戸籍の表示に合わせており、住民票で表記することがあるため。	1 修正案のとおり修正する	0	
			L1231	空白	「令和〇〇年〇月上旬頃」 「令和〇〇年〇月下旬頃」 ※「頃」を入れた文言の追加	戸籍の表示に合わせており、住民票で表記することがあるため。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1216	異動日は処理当日で初期表示すること。	削除	L1233のとおり、初期表示は不要と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。
		準構成員	L1218～1230			・不詳日が入力できる項目は、生年月日と死亡日のみに限定した方がよい ・みなし生年月日とみなし死亡日が必要である ・暦上日以外の年月日の設定を許容するのか否かを明記した方がよい	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。
		準構成員	L1220	なお、他システム連携用として、みなし生年月日が作成できること。	削除	異動日の標準記載において、生年月日は関係無いため、不要。  また、【不詳日入力一覧】で挙げられている不詳日について、細分化できないか。「●●から〇〇まで」や「推定●●」について、全異動で入力できる必要があるのか、死亡・失踪宣告の場合だけでよい、など。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において、ニーズを確認する。
		準構成員	L1218	不詳日付関連	削除	不詳日付は異動日ではなく、出生日または死亡日の項目欄として記載する方がよいと考えます。 これから発生する異動については不詳であることはあり得ないためです。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	
65	本籍入力補助	構成員				再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。	1 修正案のとおり修正する	0	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
	本籍入力補助	準構成員	L1247～1248	「旧住所」	「前住所」	・「旧住所」は、履歴上の全ての住所を指すので、1つ前の住所を指す「前住所」の方が良い。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	「旧住所」を「前住所」に改め、「新住所」を「現住所」に改める。
66	方書入力補助	構成員	L1256～1264	No.66に記載	(番号間違い?)	方書を管理する機能が必要	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	「No.19に記載」の誤りであり、そのように改める。
67	入力確認・修正	準構成員	L1273	・他課参照は可能。	?	仮登録状態の情報を他課（市民課以外の課）が参照可能なの でしょうか？それとも、仮登録なので、実データは更新されて いないため、異動前の情報を他課が参照できるという事で しょうか？	2 別案（備考に記載）の とおり修文する	0	「他課参照できることは不要」に改 める。他課参照の定義はITbookにお いて記載する。
		準構成員	L1274～1277			・閲覧簿なども含め、対象とする証明書を明確にする必要が ある	9 意見や仕様書、制度の 趣旨等を確認の上、第 7回分科会以降に対応 を検討する	0	
		準構成員	L1274～1277			・注意喚起後の動作を明確にする必要がある（例：注意喚起 後、仮登録前の状態で証明書が印字できる、閲覧簿の場合は 作成処理が実行できないなど）	2 別案（備考に記載）の とおり修文する	1	L1975～1977「・ <input checked="" type="checkbox"/> 明書発行時に は、仮登録状態である旨をエラー対 応する等し、注意喚起が必要（他業 務連携できない状態なことから、証 明書コンビニ交付は発行停止）。」 は、「 <input checked="" type="checkbox"/> 明書発行時には、住民記 録システムや他業務システムから、 また、証明書コンビニ交付におい て、仮登録後のデータに基づく証明 書を発行できないようにする（仮登 録前のデータに基づく証明書を発行 するようにする）。」に改める。
		準構成員	L1273	・他課参照は可能。	削除	仮登録状態で他課に参照するニーズはこれまで聞いていな い。	2 別案（備考に記載）の とおり修文する	0	「他課参照できることは不要」に改 める。他課参照の定義はITbookにお いて記載する。
		準構成員	L1271～1277	【仮登録状態】 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 動処理が確定されていない状態。 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 課参照は可能。 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されな い。 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 明書発行時には、仮登録状態である旨をエラー対応する 等し、注意喚起が必要（他業務連携できない状態なことか ら、証明書コンビニ交付は発行停止）。	【仮登録状態】 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 動処理が確定されていない状態。 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されな い。	仮登録はNo. 68に有る、審査・決裁が未実施の状態で、 住民の異動が確定していない状態と想定しています。その状 態で、左記の削除した内容を実現するには、仮登録状態をリ アルタイムで連携すること、連携先で仮登録状態であること に対して何らかの処理を実施する必要があると、実現するた めの改修が膨大になると想定します。	2 別案（備考に記載）の とおり修文する	1	L1975～1977「 <input checked="" type="checkbox"/> 明書発行時に は、仮登録状態である旨をエラー対 応する等し、注意喚起が必要（他業 務連携できない状態なことから、証 明書コンビニ交付は発行停止）。」 は、「 <input checked="" type="checkbox"/> 明書発行時には、住民記 録システムや他業務システムから、 また、証明書コンビニ交付におい て、仮登録後のデータに基づく証明 書を発行できないようにする（仮登 録前のデータに基づく証明書を発行 するようにする）。」に改める。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L1276	証明書コンビニ交付は発行停止	不要	仮登録状態でも異動前のコンビニ交付はできて差し支えないと考えます。仮更新の度にコンビニ交付を発行抑止にする電文を作成するのは非効率です。 もしコンビニ交付を止めるなら、広域交付住民票も止めるべき、ということになります。本人確認情報を何度も送ることになるため、やはり非効率です。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	1	L1975～1977「・ <del>明</del> 書発行時には、仮登録状態である旨をエラー対応する等し、注意喚起が必要（他業務連携できない状態なことから、証明書コンビニ交付は発行停止）。」は、「・ <del>明</del> 書発行時には、住民記録システムや他業務システムから、また、証明書コンビニ交付において、仮登録後のデータに基づく証明書を発行できないようにする（仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする）。」に改める。
68	審査、決裁機能	構成員	L1289～1290	また、仮登録一覧は、全部、一部（選択該当者又は入力支所等を単位とした一部）毎に表示・本登録できること。	また、仮登録一覧は、全部、一部（選択該当者又は入力支所等を単位とした一部）毎に表示・本登録できること。（システム負荷を考慮して、件数に上限を設けることは可能とする。）	全部本登録は必須とすべきでない。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L1285			・審査、決裁に必要な機能を明確にする必要がある（例：審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータが画面に表示できる、決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できるなど）	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
69	一括入力機能	準構成員	L1306～1307			・対象の項目と適用する内容を明確にする必要がある（例：転出先住所は直前に入力した同一世帯の世帯員の転出先住所から適用できる、現住所は直前に入力した別世帯の現住所から適用できる）	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
70	住民異動届受理通知	構成員	L1317	異動前住所・届出者本人	異動前住所・異動者本人または旧世帯主が選択でき、手入力も可能	宛先としては異動者本人が本来。15歳未満の場合は旧世帯主宛で送付しているため。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	旧世帯主ではない法定代理人が届出者となっている場合も想定され、そもそも異動者本人あてに通知することとされていることから、「異動前住所・異動者本人」に改める。
		構成員	L1320	空白	異動処理日に限らず、後日でも発行できること。	出力し忘れがあった場合の対応。	1 修文案のとおり修文する	0	
		準構成員	L1316～1317	～届出者本人とすること	～異動者本人とすること	・異動者本人である	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	旧世帯主ではない法定代理人が届出者となっている場合も想定され、そもそも異動者本人あてに通知することとされていることから、「異動前住所・異動者本人」に改める。
		構成員	L1337～1340	世帯主変更依頼通知書と対象者リストが出力できること。	対象者リストが出力できること。	頻度は少なく、世帯主変更依頼の連絡は様々な方法があるためなくてもよい。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、「世帯主変更依頼の連絡」の方法も標準化する。その上で、通知書をシステムから出力する方法によるか、それ以外の訪問や電話連絡等の方法によるかを第6回分科会において議論する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
71	世帯主変更	準構成員	L1337～1339	減異動時に世帯主未設定となった世帯について、世帯主変更依頼通知書と対象者リストが出力できること。	減異動時に世帯主未設定となった世帯について、対象者リストが出力できること。	世帯主変依頼は、自治体の運用により訪問や電話連絡等、通知書以外の方法も想定されるため、標準化の範囲外と考える。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、「世帯主変更依頼の連絡」の方法も標準化する。その上で、通知書をシステムから出力する方法によるか、それ以外の訪問や電話連絡等の方法によるかを第6回分科会において議論する。
			L1339～1340	また、職権で世帯主を定めた場合に、世帯主変更通知書を出力することができること。	また、職権で世帯主を定めた場合に、世帯主変更通知書を出力することができること。の記載削除。	職権による変更頻度も多くなく、世帯主変更通知書自体のシステム化は不要と考える。			
		準構成員	L1349～1350	改製原という用語は戸籍用語で、紙管理しているものなので、住基上は「除票」という用語に統一	?	No.55 他 「改製原」という言葉が出てきているか、ここで示している内容が不明です。	2	0	自治体 A_212 関連は No.71 ではなく、独立させる。
		準構成員	全体			世帯主変更依頼通知書をどの世帯員宛に通知するのか標準に明記した方がよいと考える。	3	1	
						また、【考え方・理由】の記載が本省に対しての記載かどうか不明。	2	0	自治体 A_212 関連は No.71 ではなく、独立させる。
<b>(9) 転入</b>									
72	異動条件	準構成員	L1365～1366			・除票者のみの世帯へ転入できるか否かを明記する必要がある	0	0	制度上、除票者のみの世帯へ転入することはできない。
73	転入者情報入力	準構成員	L1375	【必須入力項目】	要検討。必須入力という表現を検討した方がよい。	住民によっては、入力不要な項目もあるため。	2	0	「【入力項目】」に改める。
		準構成員	L1375～1391	必須入力項目		・必須入力項目の記載は別紙が良い（例：異動事由ごとの必須/任意入力項目一覧表）	7	0	「【入力項目】」に改めた上で、第7回分科会以降に対応を検討する
74	再転入者検索	構成員	L1399～1400	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。	住民票コード・個人番号又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。	個人番号を使えない理由はあるのでしょうか。	1	0	
		構成員				再転入に対する考え方自体を説明する必要があるのではないか	9	0	「再転入に対する考え方」が具体的にどのようなものかを確認する。
		準構成員	L1399	住民票コード	住民票コード	個人番号でも同一人か特定できるため	1	0	
		準構成員	L1401	～転出時の情報を初期表示でき	～除票の情報を初期表示でき	・転出者のみでなく、職権削除者も再転入者として扱える必要がある	1	0	
		準構成員	L1398	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、	個人番号又は住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、	個人番号が含まれていない意図は何かあるか。	2	0	「個人番号・住民票コード又は3情報……」に改める。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L1399～1401	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。 再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。 再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示する等、入力の実便性の向上を図ること。	転出前の情報を単に初期表示した場合、修正漏れに伴う誤更新が発生する確率が上がる為、適切では無いと考えます。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、再転入者の場合の入力の実便性の向上の方法も標準化する。その上で、転出時の情報を初期表示する方法によるか、それ以外の方法によるかを第6回分科会において議論する。
75	印鑑登録（即日）	準構成員	L1412～1414			・印鑑業務へ連携する必要はない旨を明記した方が良い	（この項目においては）修文しない	0	印鑑登録システムとの連携の可否については別途検討するが、この項目（No.75）においてはこれ以上記述しない。
76	特例転入	準構成員	L1423～1424	特例転入に対応し、住基ネットを介して送られた転出証明書情報の確認・修正・利用ができること	特例転入に対応し、住基ネットを介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。 その際、入力したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること	・受信した転出証明書情報の修正はできなくて良い	修文案のとおり修文する	1	念のため、受信した転出証明書情報の修正を行うニーズがないか確認の上、修文案のとおり修正する。
77	転入通知	準構成員	L1450	ニーズも特定できないため不要		国内転出の場合、戸籍附票では自団体が住民登録地となっていることが問題となります。一定期間転入通知が未着の場合、転出（職権削除）した旨の通知を送ることが多いですが、運用ルールが定まっていないため、定めるべき事項と考えます。	（この項目においては）修文しない	0	一定期間転入通知が未着の場合も、転出（職権削除）した旨の通知を送ることは制度上求められていない。
78	未届転入地入力	準構成員	L1454～1455	～未届の住所地等の入力ができること	～未届の住所地と最終住民登録地の入力ができること	・最終住民登録地の扱いについて明記した方が良い（例：入力された最終住民登録地は住民票の備考欄へ印字するなど）	別案（備考に記載のとおり修文する	2	「住所地等」を「住所地」に改める。また、最終住民登録地は当然、従前の住所として管理されるべきことを「考え方・理由」の欄に明記する。
		準構成員	L1468		前住所に「住所設定」と入力できること		修文案のとおり修文する	1	
79	住所設定	準構成員	L1469		最終住民登録地が管理できること。	住基ネットによって最終住民登録地を確認することが基本です。転入通知を送るためにも、最終住民登録地を入力必須にした方がよいと考えます。また、未届転入と同様に、最終住民登録地の最後に（住所設定）等の文言を入れるルールが必要と考えます。	別案（備考に記載のとおり修文する	2	No.78と表現ぶりを合わせ、以下のように改める。 「前住所が不明で確定できない場合、最終住民登録地の入力ができること。 前住所末尾に（住所設定）を追加すること。」
80	世帯構成表示	特になし							
		構成員	L1489～1490	再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること（住民票コード・個人番号・在留カード番号） （不要として取り消し線あり）	再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること（住民票コード・個人番号・在留カード番号）	本市では実務上、団体内統合宛名番号に登録してから住基入力を行う立付付けとなっていない。 この定義とするなら、別途「団体内宛名との操作手順」について記述を加える必要があると考える。 そうでなければ現在の記述は必要なので残置してほしい。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	3	1 本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、再転入者の宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
		構成員	L1489	記載削除	再転入者の宛名番号は新規付番するか同一番号を使用するかはシステム導入時に選択できること。	市によって宛名番号の採番方法は異なるため。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	3	1 本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、再転入者の宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
81	再転入者	構成員				再転入に対する考え方自体を説明する必要があるのではないか	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	9	0 「再転入に対する考え方」が具体的にどのようなものかを確認する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L1489～1490	(削除)	再転入者は同一宛名番号とすること	・No. 74（転入／再転入者検索）とも絡め、宛名番号の付番方法を明確にする必要がある（例：再転入者として登録しても、宛名番号は引き継がないなど） ・再転入者について、住民記録以外の各業務が行わなければならないことを明確にする必要がある ・150年経過除票の絡みで、住民記録としても宛名番号を引き継ぎたいという市町村が増えることが想定される	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、再転入者の宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
81-2	住民基本台帳法第30条の46（転入）	準構成員	L1502			・国内から転入なのか国外から転入（30条46）なのかが区別できる必要がある、従前の住所は空白で登録したとしても、従前の住所コードは国外or国内が区別できるコードを設定する等の項目の設定方法を明確にする必要がある（住民記録システム本体の機能の標準化であれば、各項目の設定方法まで定義する必要はないが、データ移行や他業務システムとの連携を考慮すると、定義が必要である）	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
81-3	住民基本台帳法第30条の47（転入）	特になし							
<b>(10) 転出</b>									
82	異動条件	準構成員	L1530～1531	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。又は、全部・一部を選択した内容から自動判断できること。	全員選択すれば全部とし、それ以外は一部となるため、機能要件に取立てなくてもよいと考える。	2 別案（備考に記載の）とおり修文する	1	「全部・一部を選択（対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む。）し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。」に改める。
		準構成員	L1530～1534	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。その際、対象者のうち個人番号カード・住基カード保有者が存在する場合、メッセージを表示するとともに「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合は対象者を選択できること。特例転出の場合、個人番号カード・住基カードの保持者が転出者に含まれることを確認すること。	特例転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入り口（メニューやポータル）から分かれているのが一般的と推測します。通常の転出にも関わらず、処理の途中で操作を誤り「特例転入を利用した転出」に切り替わると、別途転出証明書を発行する等、事務が煩雑になりますので、切り替えるべきではないと考えます。	2 別案（備考に記載の）とおり修文する	1	「その際、対象者のうち個人番号カード・住基カード保有者が存在する場合、メッセージを表示するとともに「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。」を削る。念のため、それで差し支えないか、第6回分科会において実際の運用を確認する。
83	転出先入力	構成員	L1560	転出予定日以降の予定続柄の確認ができること。	転出予定日以降の予定続柄の確認及び管理ができること。	No52で「残存世帯員とともに続柄も管理しながら出力できること。」としているので表記統一	1 修文案のとおり修文する	0	「確認」を「管理」に改め、「管理」の定義として「データの設定・保持・修正ができること」ということを示す。
		構成員	L1549	空白	また、直接入力も可能なこと。	住所辞書とは異なる住所表記で届出があった場合に対応するため。	1 修文案のとおり修文する	0	
		準構成員	L1550～1551				・転出予定者は、データの持ち方まで明確にする必要がある（住民記録システム本体の機能の標準化であれば、データの持ち方まで定義する必要はないが、データ移行や他業務システムとの連携を考慮すると、定義が必要である）	0 (この項目においては)修文しない	0
84	特例転出[特例転入を利用した転出]	構成員	L1566	-	また、既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送ができること。	特例転入受理団体において、転出証明書情報をCSから取得する際の処理に失敗するケース、何らかの事情で取得できないケースが実務上見受けられることから、必要に応じ再送信を行う必要がある。再送信について、住基入力業務等を民間委託している実例があることを踏まえ、CS側でなく住基側で再送信ができることが望ましい。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
		構成員	L1564～1565	この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。	この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。	転入先がはっきりせず、転入先が時間外や休日窓口開設の場合もあるので、状況に応じて予備的に発行しておくことが必要と考える。	1 修文案のとおり修文する	0	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
85	転出証明書	準構成員	L1574	再発行も可能であること	再発行も可能であること、再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること	・個別記載事項とは、No. 34（他業務連携／他業務照会）の各業務の情報を指し、転出証明書発行時点の情報は住民記録データベースでは保持していないため、再発行時は各業務の最新情報が印字される	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	標準仕様書案は改めず、「再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること」ということは、考え方・理由の中で示す。
86	異動条件	準構成員	L1600	転出予定日の前日までに」という要件を付すことはしない。	不要	転出予定日を過ぎると、転出取消ではなく回復です。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	「回復」という言葉はあくまで通用語であり住基法上の用語ではない。転出予定日前後であっても、制度上の事務処理は「取消し」であり、住基制度上では住基令第12条第3項に基づく、職権記載等となります。ただし、仕様書上の用語の取扱いについて、本検討会の判断になるうかと思われる。
87	世帯復帰	準構成員	L1611	転出取消後は、従前の世帯に復帰すること。		この記載のみでは解釈がぶれる。従前の世帯が全部転居していた場合の復帰方法について記載すべきである。弊社のパッケージは、従前の世帯が全部転居していた場合、新たな世帯として転出前の住所に復帰するが、取り消し線にもある通り「転居後の住所」に復帰するとしているところもありそうである。「従前の世帯が全部転居していた場合、新たな世帯として転出前の住所に復帰する」の仕様を明記するのはどうか。	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	1	L1162を「また、従前の世帯が全部転居していた場合、新たな世帯として転出前の住所に復帰すること。一部転居していた場合は、転出前住所地の世帯に復帰すること。」に改め、L1167～1168を「※ <del>前</del> 前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直すことで、転居後の住所に復帰させる必要はない。」に改める。念のため、第6回分科会において、この取扱いで実務上差し支えないか確認する。
88	印鑑資格の回復	特になし							
89	異動条件	準構成員	L1635	転出者について～	転出者及び職権消除者について～	・実態調査等により住民票を職権消除した職権消除者について、転出確定を受理した場合の入力ができた方がよい ・No. 77（転入／転入通知）と絡むが、転出確定が送られてこない転出者について、職権消除を行う必要はないことを明記する必要がある	0 （この項目においては）修文しない	1	職権消除においては、消除日が確定日となるため、別途、転出確定処理を行うことは不要である。
		準構成員	L1635	転出者について、転入通知の受理処理ができること。	転入通知の受理によって転出確定すること。	異動条件と異動内容が逆転しています。転入通知を受理したから転出確定になります。	1 修文案のとおり修文する	0	
90	転入情報入力	特になし							
91	非住基ネット対応	特になし							
92	CSからのデータ自動取り込み	構成員	L1665		同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので取込を行うこと。	誤った内容でのデータ更新を防ぐため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	
		構成員	L1661			CSの電文の住所項目は、字、番地、方書に分かれていない。住民記録システムの項目が分かれている場合、自動的に分割するか、画面確認が必要	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	
		準構成員	L1661～1664	CSから受信した転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することなく自動で登録できること。また、転入通知情報については、取込結果一覧表を作成・出力し、必要に応じて修正できること。	CSから受信した転入通知情報の登録および管理ができること。	受信した転入通知情報の確認を行った上で住民記録システムへの更新を実施すべきであるため、自動での登録および取込結果一覧の出力を必須とすべきではない。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	
		準構成員	L1661～1662	CSから受信した転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することなく自動で登録できること。		自動的に取り込む機能は実現可能ですが、必ずしも100%可能ではなく、エラーが発生すると想定します。結果的にエラー発生分を訂正するのは職員で有り、内容確認やエラー修正等で省力化効果は低いと考えます。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修正案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
93	海外転出確定入力	準構成員	L1674	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されること。	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されること。の記載削除。	海外転出においては転出地確定の概念がないため、転出予定の状態とすべきである。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定扱いとなること。」に改める。
		準構成員	L1674	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されること。	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定扱いとなること。	何らかのデータ更新せずとも、転出予定年月日経過か否かで、現存（転出予定含む）か転出かを自動で判断するシステムもあるため、自動入力という文言は変更してほしい。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1674	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されること。	海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されるか、転出確定とみなして処理ができること。	海外転出者に転入通知は発生することは事務処理上ありえないので、システムによってはこの機能は実現していません。その場合、敢えて転入通知の処理をしなくても転出確定とみなして処理を実現していると想定します。そのようなベンダーに対して、機能的な追加を実施する事になること、実行結果の確認を職員がすることなど事務処理の負担が増となります。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定扱いとなること。」に改める。
<b>(11) 転居</b>									
94	異動条件	構成員	L1692			類型を選択せずとも、該当者、該当世帯を選択することで、自動的に判断できるのでは？	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「転居の類型（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択（対象者や転居先の世帯、住所の選択から自動判断することを含む。）して、転居の条件が入力できること。」に改める。
		準構成員	L1693	転居の類型（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択して、転居の条件が入力できること。	転居の類型（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）の選択、または、転居元世帯員と転居先の世帯もしくは住所の選択により転居の類型を自動判別し、転居の条件が設定できること。	転居の類型を選択せずとも、転居の操作で類型を自動判別するシステムもあるため。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「転居の類型（全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択（対象者や転居先の世帯、住所の選択から自動判断することを含む。）して、転居の条件が入力できること。」に改める。
95	該当世帯検索	特になし							
96	転居先世帯検索	特になし							
97	転居先入力	特になし							
98	続柄設定	特になし							
<b>(12) 世帯構成変更</b>									
99	世帯主変更／異動条件	特になし							
100	世帯主変更／続柄設定	特になし							
101	世帯合併／異動条件	特になし							
102	世帯合併／方書同一性確認	構成員	L1780	空白	同一表記にする修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	方書のハイフンを「-」から「一」へ変更するなど、場合によっては軽微な修正での入力が必要なため。	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1776～1777	方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること	住所の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の住所を世帯主の住所と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること		3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。なお、自治体Aにおいては実装済みか。
		準構成員	L1776～1777	方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること		趣旨は理解しますが、この機能の実現には相応の規模の改修が必要となります。メッセージ出力する事は何れのベンダー実現済みか、小規模で対応可能と推測します。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。なお、自治体Aにおいては実装済みか。
103	世帯合併／続柄設定	構成員	L1792	世帯員の続柄を設定できること。	世帯合併の処理と同時に続柄が修正できること。	No.102の記載と合わせました	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
104	世帯分離／異動条件	特になし							
105	世帯分離／該当者選択	特になし							

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
106	世帯分離／続柄設定	構成員	L1819	分離後の世帯員の続柄を設定できること。	世帯分離の処理と同時に世帯構成員（異動元・異動先世帯）の続柄修正ができること。	No.102の記載と合わせました	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
107	世帯一部変更／異動条件入力・検索	特になし							
108	世帯一部変更／続柄設定	構成員	L1839-1840	変更後の続柄を設定できること。 異動元と異動先の両方に対応していること。	世帯一部変更の処理と同時に世帯構成員（異動元・異動先世帯）の続柄修正ができること。	No.102の記載と合わせました	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
109	世帯一部変更／方書同一性確認	構成員	L1852	空白	同一表記とする修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	方書のハイフンを「-」から「一」へ変更するなど、場合によっては軽微な修正での入力が必要なため。	1 修文案のとおり修正する	0	
		準構成員	L1849～1851	異動者と異動先の方書が同じであること 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができること	異動者と異動先の住所が同じであること 住所が相違している場合は、世帯員となる者の住所を世帯主の住所と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができること		3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。なお、自治体Aにおいては実装済みか。
		準構成員	L1850～1851	方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができること。		趣旨は理解しますが、この機能の実現には相応の規模の改修が必要となります。メッセージ出力する事は何れのベンダー実現済みか、小規模で対応可能と推測します。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。なお、自治体Aにおいては実装済みか。
<b>(13) 届出修正</b>									
110	異動条件入力	構成員	L1881	記載削除	届出日を入力できること	窓口業務の性質上（クレーム対応など）何がきっかけで修正をおこなったかという根拠を明確にしておく必要があるため、申し出を受けて行う職権修正と、申し出なしで行う職権修正とは区別をする必要があると思われる。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。
111	現住所・方書修正	構成員	L1889	記載削除	現住所又は方書を修正することができること。	窓口業務の性質上（クレーム対応など）何がきっかけで修正をおこなったかという根拠を明確にしておく必要があるため、申し出を受けて行う職権修正と、申し出なしで行う職権修正とは区別をする必要があると思われる。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。
			L1890	空白	修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	方書のハイフンを「-」から「一」へ変更するなど、場合によっては軽微な修正での入力が必要なため。	1 修文案のとおり修正する	0	「届出修正」の項を設けることとなった場合、修文案のとおり修正する。
112	フリガナ修正	特になし							
113	続柄修正	特になし							
113-2	その他の修正	構成員	L1914	戸籍届出	戸籍届出（届出・通知・確認）	場合によって使い分けが必要なため。	1 修文案のとおり修正する	0	
			L1920	空白	修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	方書のハイフンを「-」から「一」へ変更するなど、場合によっては軽微な修正での入力が必要なため。	1 修文案のとおり修正する	0	
<b>(14) 職権記載</b>									
114	異動条件	特になし							
115	異動者入力	特になし							
116	現存者確認	特になし							
117	備考欄入力	特になし							
118	続柄設定	特になし							
118-2	出生届に至らない子等	特になし							
<b>(15) 職権削除</b>									
119	異動条件	構成員	L2008	処理日（異動日）	処理日・異動日	処理日と異動日は別々のものなため。	1 修文案のとおり修正する	0	
120	削除	特になし							
121	続柄設定	特になし							
<b>(16) 職権修正</b>									

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
122	異動条件	構成員	L2050	処理日（異動日）	処理日・異動日	処理日と異動日は別々のものなため。	1 修正案のとおり修正する	0	
123	個人情報修正	構成員	L2058	修正できること。	修正できること。また、空白への修正もできること。	誤入力対応のため	1 修正案のとおり修正する	0	
		準構成員	L2057～2058			・異動事由に応じて住民票に印字する履歴データを制御する必要があるため、異動事由の細分化と、それに対応した修正可能項目の定義が必要である	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
124	軽微な修正	構成員				電子証明書を失効させるか否かの選択ができたほうがいいのではないか？	0 （この項目においては）修正しない	0	軽微な修正の場合、電子証明書は失効しない。
125	続柄設定	特になし							
126	上書き修正・誤処理修正	特になし							
<b>(17) 職権回復</b>									
127	異動条件	特になし							
128	個人情報回復	準構成員	L2129			・No. 86（転出取消／異動条件）と絡むが、対象者を明確にする必要がある	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	職権回復の対象者が誰かを確認する。
129	続柄設定	特になし							
<b>(18) 住民票コード</b>									
130	該当者検索	特になし							
131	住民票コード付番	構成員	L2171	空白	付番結果一覧が作成できること。	付番処理は毎日行っている。EUCで対応するよりは仕様に組み込んだ方が現実的。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	元々の中核市市長会ひな形にないが、第6回分科会においてニーズを確認する。
132	住民票コード通知票	構成員	L2183	と。	と。また、新規付番や変更入力した際には一連の流れで自動で通知書が出力されること	通知もれ防止のため。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	元々の中核市市長会ひな形にないが、第6回分科会においてニーズを確認する。
133	変更管理	特になし							
<b>(19) 出生・死亡・失踪</b>									
134	出生/異動条件	構成員	L2217	(届出、通知、転入)	(届出、通知など)	転入は不要	0 (この項目においては) 修正しない	0	L2222～2223に記載のとおり、質疑応答上、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を「転入」と記載することとなり、「転入」も必要である。
		準構成員	L2217～2218			・全部出生は不要で良い	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	中核市市長会ひな形において全部出生がある理由を確認する。
						・転入届と出生届が同時に出された場合の入力は、No. 73（転入／転入者情報入力）で入力できれば良い	0 (この項目においては) 修正しない	0	L2222～2223に記載のとおり、質疑応答上、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を「転入」と記載することとなり、「転入」も必要である。
135	出生/該当世帯検索	特になし							
136	出生/出生情報入力	特になし							
137	死亡/異動条件	特になし							
138	死亡/死亡日入力	特になし							

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
139	失踪/異動条件	構成員	L2272	(通知、戸籍届出)	(通知、戸籍届出など)	戸籍照合の場合がないため	2 別案（備考に記載）のとおり修文する	0	「など」や「等」は、解釈の揺れを生むため、できるだけ使わないようにする。当該箇所は、「（通知、戸籍届出、戸籍照合）」に改める。
		準構成員	L2270~2272	No. 139（失踪/異動条件） 失踪日	No. 139（失踪宣告/異動条件） 失踪宣告日	正しくは失踪宣告です。 住民票では死亡と見なされる日を管理するため、失踪日ではなく失踪宣告日です。			
<b>(20) 外国人・戸籍通知・特別永住者</b>									
140	外国人/通称名・併記名管理	準構成員	全体	併記名	氏名のカタカナ表記		1 修文案のとおり修文する	0	
		準構成員	L2291	No. 140（外国人/通称名・併記名管理）	No. 140（外国人/通称・カタカナ表記名管理）	通称名/併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではありません。通称/カタカナ表記名が正しいと考えます。	1 修文案のとおり修文する	0	
141	外国人/帰化	構成員	L2315	又は引き継げること。	又は引き継ぐかは選択できること	採番方法が市によって異なるため	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
		準構成員	L2309	記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日）を引き継げること。 また、その場合には、住民基本台帳に記載されている外国人情報を削除できること。	記載情報（宛名番号、住民票コード、個人番号、住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日）を引き継げること。 また、その場合には、住民基本台帳に記載されている外国人住民票を削除できること。	項目単位で見ただけの場合、宛名番号、住民票コード、個人番号も引き継ぐ必要があります。また、外国人住民票が正しいです。			
142	外国人/国籍取得	構成員	L2330	が行えること	を行うかは選択できること	採番方法が市によって異なるため	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
143	外国人/国籍喪失	構成員	L2345	が行えること	を行うかは選択できること	採番方法が市によって異なるため	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、宛名番号を新規付番するか同一番号を使用するかも、第6回分科会において議論した上で標準化する。
		準構成員	L2340~2341	住民日、 日本人情報	削除 日本人住民票	外国人住民日については日本人の住民日を引き継ぐわけではなく、国籍喪失の日が外国人住民日になります。 また、日本人住民票が正しいです。			
144	外国人/在留資格取得	準構成員	L2351~2352			・法務省通知の事由ごとに、自動的に取り込まない事由と取り込む事由を明確にする必要がある ・取り込む事由ごとに、取り込んだ場合、どの項目が自動的に変更される、住民票が除票や回復になる等を明確にする必要がある ・No. 21/44（マスタ管理/備考入力事項管理）へ反映させる必要がある	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
		準構成員	L2350	No. 144（外国人/在留資格取得）	削除	中核市市長会のひな型では、おそらく法30条47転入のことを指していたと思われます。項目ごと削除してよいと考えます。			

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考				
144_2	外国人/在留資格 取消し・変更	準構成員	L2365	自動で	削除	手動で実施することで、更新後の変更前後のリストを異動処理中で確認できると考えるため。	0 （この項目においては）修文しない	1	自動で処理され、項目毎に変更前と変更後の内容を記載したリスト（処理結果リスト）が一覧表として作成・出力できた方が便利だと考えるが、念のため、第6回分科会においてニーズを確認する。				
		準構成員	L2361～ 2369			・法務省通知の事由ごとに、自動的に取り込まない事由と取り込む事由を明確にする必要がある ・取り込む事由ごとに、取り込んだ場合、どの項目が自動的に変更される、住民票が除票や回復になる等を明確にする必要がある ・No. 21/44（マスタ管理/備考入力事項管理）へ反映させる必要がある				7	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
B8	外国人/入管法の 居住地届出	準構成員	L2380	在留カードの裏書が終了していないものに通知が出力できること。	削除	外国人住民への通知出力はベンダーでの検討範囲と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、当該通知を出力するかどうか、第6回分科会において議論した上で標準化する。				
		準構成員	L2377～ 2381			・「市町村連携仕様 連携インターフェース仕様(パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社)」の仕様に基づき～を明記した方が良い ・住基ネットCSとの連携、法務省情報連携端末との連携、自治体中間サーバーとの連携機能については、それぞれ同等の機能があって良い（例：送信したデータの一覧表作成機能、再送信機能など）				9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
		準構成員	L2380	なお、在留カードの裏書が終了していないものに通知が出力できること。		法定受託事務として規定されていない通知であるため、削除するべきと考えます。				3	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、当該通知を出力するかどうか、第6回分科会において議論した上で標準化する。
145	外国人/事実上の 世帯主管理	構成員	L2405、 L2406	記載削除	外国人が事実上の世帯主の場合、当該情報を管理することができること。また、住民票の備考欄へその者の氏名が記載できること。	事務処理要領にあるため。	1 修文案のとおり修文する	0					
		準構成員	L2405	外国人が事実上の世帯主の場合、当該情報を管理することができること。 また、住民票の備考欄へその者の氏名が記載できること。 ※ 制度的に不要。	住基法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や、児童養護施設へ入所している場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、備考欄へ事実主名を記載できること。	制度的に必要です。 住基法事務処理要領第2-1-(2)-エー(エ)				1 修文案のとおり修文する	0		
146	戸籍通知/9条2 項	構成員	L2414、 L2415	「本籍地の地番変更通知」	削除	重複となっているため。	1 修文案のとおり修文する	0					
147	特別永住者/切替 該当者リスト及 び案内作成	準構成員	L2439	案内を	削除	案内の通知は各社の相違工夫の範囲と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、本件についても、必要に応じて各社における創意工夫を確認した上で標準化する。				
			L2440	切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内が作成されること。	削除	案内の通知は各社の相違工夫の範囲と考える。				3 今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	本検討会は、自治体ごとに異なる様々な運用を標準化することを目的としており、本件についても、必要に応じて各社における創意工夫を確認した上で標準化する。	

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
		準構成員	L2442	次回確認基準日の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。	特別永住者証明書の有効期限が管理できること。	次回確認基準日というのは外国人登録法時代の言葉です。特別永住者証明書はでは有効期限と言いますが、有効期限は住基法の管理項目ではありません。当機能を標準とするならば、有効期限の管理も含める必要があります。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	「有効期限」については、御指摘のとおり。制度上の要請ではなく、自治体のニーズと受け止めていることから、検討会において判断していただきたいと考える。
<b>(21) バッチ</b>									
148	異動・発行抑止対象者	特になし							
149	転出予定者一覧	構成員	L2477～2478			(ニーズとしては) 実態調査に用いる一覧表が必要なため。EUCで可能であれば、削除でも問題なし。	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	1	「実態調査」についてのニーズを第6回分科会において確認する。
150	除票廃棄	構成員				システム機能のバッチ処理で150年後にデータ消去するとは思えません	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	0	除票廃棄ではなく、除票保存としてどこかに記載する。
		準構成員	L2494～2495	総務大臣が定める日から施行されることとされていることから、務大臣が定める日までは、	総務大臣が定める日から施行されることとされていることから、総務大臣が定める日までは、	脱字	修文案のとおり修文する	0	
151	成年被後見人リスト	準構成員	L2501	該当者に転出があった場合、		そもそも成年被後見人であることを管理するための項目は機能要件のたたき台のどこにも出ておりません。先に成年被後見人を印鑑システムではなく住記システムで管理することを明記するべきと考えます。	別案(備考に記載)のとおり修文する	0	成年被後見人であることを管理するための項目について、どこかに記載する。
152	バッチ/閲覧簿	準構成員	L2528	全件リストについては、PDF又はCSVで出力ができること。	削除	出力媒体の指定はベンダーでの検討範囲と考える。	(この項目においては) 修文しない	0	出力形式は自治体の利便性に関わるものであり、本検討会において標準化する。
153	無作為抽出・条件指定抽出	特になし							
154	住所一括変更	準構成員	L2547	～データ更新の一括処理ができること		・必要な機能と不要な機能を詳細に記載した方が良い(例: 地図会社とのデータの授受機能は不要、住基ネットCSへの異動情報の送信は必要、個人番号カード所有者への通知は必要など)	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
<b>(22) CS連携・番号連携</b>									
196	CS連携/CSへの自動送信	準構成員	L2581～2600		各電文の再送処理ができること	・「既存住基システム改造仕様書(J-LIS)」では、さまざまな機能とさまざまな運用方法が明記されている。どの機能を使用してどのような運用を行うのかは市町村が決定できる。市町村の決定を基に各ベンダーは機能を実装している。このため、改造仕様書の全機能を実装しているとは限らない。(例: メッセージ連携は実装しているが、媒体連携は実装していないなど) 既存住基システム改造仕様書と絡めた機能定義が必要である	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
197	CS連携/整合性確認	準構成員	L2608～L2609	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認することができ、不整合についてはエラーリストを出力することができること。	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認することができること。	整合性確認はCSで実施し、不整合に関するエラーリストとはCSにて出力されます。そのため、エラーリストの出力部分については必要ありません。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
		準構成員	L2609	エラーリストを出力することができること		エラーリストを出力するのはCSの機能です。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
		準構成員	L2620	個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。	削除	住基ネット業務アプリケーションの機能を利用している市町村もあるため	今回は事務局案を示さない(第6回分科会において議論する)	1	第6回分科会において実務を確認する。
		準構成員	L2625～2626			・カード券面プリンタは特殊機器のため、メーカーと機種を明確にする必要がある	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	カード券面プリンタについて記載する場合も、メーカーと機種を指定する以外の特定の方法を検討する。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修正案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考	
198	CS連携/カード管理状況	準構成員	L2617～2621	住基カード、個人番号カード、通知カードの発行・管理の運用状況についてCS連携できること。 また、所有者であることが確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。	住基カード、個人番号カード、通知カードの発行・管理の運用状況についてCS連携できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。	「所有者」の定義が不明です。住基本台帳カード、個人番号カードは住基コード等の一意な項目で住民と紐付けされており、本人とは別の所有者は想定出来ません。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	「所有者であることが確認できること。」について、自治体Aに確認する。	
		準構成員	L2623～2628	住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	カード券面プリンタは小規模団体にとってはコストパフォーマンスが悪い、標準とはしない方がよいと考えます。 また、標準とする場合も、これからは無くなる上、様式が統一されない住基カードは対象外とするべきです。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会において実務を確認する。なお、住民記録システム（ソフトウェア）の機能としてカード券面プリンタへの出力機能を盛り込むことは、当該システムを導入する自治体がカード券面プリンタ（ハードウェア）を導入しなければならないことを意味しない。	
199	CS連携/カード管理システム連携	構成員	L2647	住所異動と連携した送付先情報を作成し、CSに自動連携されること。	住所異動と連携した送付先情報を即時で作成し、CSに自動連携されること。 また、個人番号カード交付後、自動的に送付先情報が作成されること。 なお、送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。	本市では現在左記の仕様であり、事務削減の一助となっているため希望するもの。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。	
		準構成員	L2647	住所異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。	異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。	送付先情報を送信する要件は住所の異動とは限りません。	1	修正案のとおり修正する	0	
					番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる住所を送付先として設定できること。	番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる住所を送付先として設定できること。	また、居所登録の機能が必要です。	1	修正案のとおり修正する	0
200	番号連携/個人番号の付番	特になし								
201	番号連携/符号の取得	準構成員	L2666	住基ネット経由で符号の取得ができること。	住基ネット経由で符号の取得要求ができること。	既存住基システムからできるのは符号の要求のみであって、取得はできません。	1	修正案のとおり修正する	0	
202	旧氏対応/旧氏の管理	準構成員	L2675	また、国外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外からの転入時に引き継ぐことができること。	削除	国外からの転入は再申請が必要であるため	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初に国内から転入した際には、当該旧氏を引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求を行う必要はない。ただし、当該旧氏の特定の確に行うため、国外転出時の除票を添付させることが適当である。
		準構成員	L2675～L2676	また、国外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外からの転入時に引き継ぐことができること。		「その者の請求に基づき、引き継ぐ」のような文言追加が必要ではないか。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初に国内から転入した際には、当該旧氏を引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求を行う必要はない。ただし、当該旧氏の特定の確に行うため、国外転出時の除票を添付させることが適当である。
		準構成員	L2672	No. 202（旧氏対応/旧氏の管理）		CS連携の項に旧氏要件を記載するよりも、旧氏は通称と同様に、住民票または除票の一項目として各要件に含めるべきではないでしょうか。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	制度上からは御指摘のとおりだが、自治体のニーズの話と理解しているので、検討会において語議論いただきたい。

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
203	コンビニ交付/コンビニ交付サーバ連携)	準構成員	L2684	コンビニ交付サーバ向けの住民票の写しの全件データが作成できること。 また、異動データの連携ができること。	削除	コンビニ交付が他ベンダーの際に、ベンダー間の協議結果による場合があるため。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	コンビニ交付サーバやデータ連携といった仕組みが不要なシステムを確認する。
		準構成員	L2684～2685			・No. 37（他業務連携/宛名連携）に同じ	（この項目においては）修文しない	0	連携データのデータレイアウトについては、自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途、検討する。
		準構成員	全体			「広域交付システムインタフェース仕様書に基づきコンビニ交付に対応すること」で標準仕様としてはよいのではないかと。 コンビニ交付サーバやデータ連携といった仕組みの標準を記載しているが、それらが不要なシステムもある。  また、コンビニ交付における発行禁止チェックが自治体により差がある。例：転出予定世帯員がいる場合、コンビニでは発行禁止とするか など コンビニ交付における発行禁止チェックを標準化することもよいと考える。窓口で職員が確認しながら発行する場合と、自動で発行されるコンビニ交付とは、コンビニ交付の方が発行禁止とすべきチェックが多いはずである。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	コンビニ交付サーバやデータ連携といった仕組みが不要なシステムを確認する。
204	コンビニ交付/シリアル番号連携	準構成員	L2700～2701			・No. 37（他業務連携/宛名連携）に同じ	（この項目においては）修文しない	0	連携データのデータレイアウトについては、自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途、検討する。

**基本要件 1 - 2**

**(1) 共通カスタマイズ要件書**

A1	共通/宛名番号・世帯番号付番	準構成員	L2731～2732			・宛名番号、世帯番号の付番は、「市区町村指定の規則に添って」ではなく、単純連番とした方がよい ・世帯番号については、単純連番としても、どのような場合に変更するのか定義した方がよい（例：全全転居で、住民のみの世帯であれば世帯番号は変わらないが、除票者がいると変わるなど）	別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
A2	証明共通/証明書様式設定	特になし							
A3	証明発行/履歴照会	特になし							
A4-A18	統計	準構成員	L2753～2780			システム移行においては、新システム稼働月以降の集計ができること（新システム稼働月以前の集計は、旧システムで行うこと）	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	当該修文案の趣旨を確認する。
A19-A20	特別永住者/切替予定数調査（年度・月）	準構成員	L2756	次回確認日	次回確認日（有効期限）	有効期限の集計でもよいと思われる。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。
		準構成員	L2754	No. A19・A20（特別永住者/切替予定数調査（年度・月））		これは法定の要件ではありません。 特別永住者証明書の切り替え事務は入管特例法の法定受託事務ですが、支所別というのは団体固有の要件です。 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている団体の場合、事務量の推察をするために作っている集計表です。ほとんどの団体は不要な帳票であるため、標準化対象外にすべきです。	今回は事務局案を示さない（第6回分科会において議論する）	1	第6回分科会においてニーズを確認する。

**基本要件 1 - 3**

**(1) 個別カスタマイズ要件書[除く・業務関連]**

No	該当項目		行番号	修正前の文	修文案	備考（ご意見・修正の理由等）	対応案	第6回分科会	備考
B4	地域プラットフォーム標準仕様連携	構成員				受信対象には固定資産税ユニットもある	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	
B5	抑止設定/支援措置	特になし							
B6	抑止設定/住民異動不受理	特になし							
B7	証明発行/発行番号記載	準構成員	L2839～ L2840	発行番号を証明書に記載できること。 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。	発行番号は以下にすること 発行年月日 市町村名 発行端末番号 発行番号 ページ数/総ページ数 例 20200502●●市本庁1 011 1/2	平成18年1月24日 総行市第12号 「複製にわたる住民票の写し等の一体性を確保するための措置に係る質疑応答について」で示している内容を希望する。 機能要件が曖昧な場合、既存の 発番記載方式に合わせてほしい旨の要求があり、カスタマイズが発生する。根拠があれば、カスタマイズはなくなる。 ※過去の通達があり、敢えて変更不要な案件は尊重すべきでは？	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第7回分科会以降に対応を検討する	0	御指摘の通知のとおりとしていただき、具体化・統一化していただくこともあり得ると考える。
B8	外国人/入管法のみ住居地届出	準構成員	タイトル	No. B8（外国人/入管法のみ住居地届出）	No. B8（外国人/入管法のみ住居地届出）	表題が住居地届出となっている。住居地届出では。	1 修文案のとおり修文する	0	
B9	住民票改製/改製条件	特になし							
B10	バッチ/出生経過滞在者	特になし							